

令和2年 5月 1日

保護者各位

緊急事態宣言の延長に伴う 休園協力継続のお願い【HP 掲示用】

あさひこども園 園長 高尾 高鐘

日ごろから園の運営にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。現時点では不確定ではありますが、仮に「緊急事態宣言」が延長された場合、下記①～⑥に記載する児童は草津市の要請に基づき、緊急事態宣言が解除されるまで、引き続き家庭保育の協力をお願いいたします。

休園協力対象児童

- ① いずれかの保護者が就労されていない1号認定の児童
- ② 保護者が産休・育休中の児童
- ③ いずれかの保護者が在宅ワーク・テレワーク中の児童
- ④ 祖父母に預ける事が可能な児童
- ⑤ いずれかの保護者が仕事を休まれている児童
- ⑥ その他休園協力が可能な児童

※ 上記①～⑥に該当しているが、家庭での保育が困難な場合はあさひこども園事務所までご相談下さい。状況に応じて保育させて頂きます。

近隣園では医療従事者の児童のみ受け入れている園なども散見されますが、当園では現在働かれている方々は皆、社会構造を維持するために必要な仕事に従事されていると認識しておりますので、引き続き両親がともに就労されている児童については誠心誠意保育させて頂きます。

当園は今後も保護者の職業によって登園をお断りすることはありませんが、現状況下においてはお仕事に行かれていない日は必ず家庭保育をお願いします。

㊤職場が定休日にも関わらず預けに来られる方 や ㊦児童が発熱したため職場に連絡すると実際には休まれている方など多々見受けられます。自分だけは良いだろうという考え方は止めて下さい。あなたの行動はこのような状況下で必死に働かれている方々、家庭保育に協力して下さっている方々に対して大変失礼にあたります。そういった意識が感染リスクを高めていることにお気づき下さい。